系統用蓄電池施設の開発許可の要否について

上田建設事務所建築課

系統用蓄電池施設の建設における都市計画法第29条の規定による開発許可の要否については、以下のフローを参考にしてください。

計画している系統用蓄電池施設は、電気事業法第２条第１項第16号に規定する電気事業のうち、どの事業の用に供する電気工作物(同項第18号)に該当するか？

【注】電気事業法のどの事業に該当するかは、上田建設事務所建築課では判断できません。
事業者の責任において、所管行政庁（経済産業省等）に確認してください。

- **・小売電気事業**
- **・特定卸供給事業**
- **・どの電気事業にも該当しない**

→ **計画施設は、建築物又は第一種特定工作物に該当するか？**

【注】建築物に該当するかどうかは、計画地を所管する特定行政庁※1にご相談ください。

- **建築物**
  (専用コンテナを複数積み重ねたものを含む)
- **第一種特定工作物**
  (建築物には該当しないが、危険物※2を含有(貯蔵)するもの)
- **左記以外**

- **・一般送配電事業　・送電事業**
- **・特定送配電事業　・配電事業**
- **・発電事業**

→ **都市計画法第29条の規定による開発許可は不要（適用除外）**

開発行為を行う計画地（開発区域）の規模等により開発許可が必要

区域区分	許可必要な開発区域規模	管内市町村の該当
非線引き都市計画区域	3,000 ㎡以上	・上田市の一部 ・東御市の一部
都市計画区域外	10,000 ㎡以上	・上田市の一部　・長和町 ・東御市の一部　・青木村

【注】規模により開発許可が必要になる場合であっても、既存宅地に設置する等、新たな開発行為に該当しない場合には許可不要となる場合がありますので、具体的な計画が決まった段階で建築課へご相談ください。

※１：管内の特定行政庁
- 上　田　市 ⇒ 上田市
- 上田市以外 ⇒ 上田建 建築課

※２：危険物
- 建築基準法施行令第116条第１項の表による危険物（例：リチウムイオン蓄電池の電解液等）

［参考通知］
- 蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（平成25年３月29日付国住指第4846号）
- 系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（令和７年４月８日国都計第７号）

参考条文

都市計画法 抜粋
（定義）
第四条
～略～
１１　この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。
１２　この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

都市計画法施行令 抜粋
（特定工作物）
第一条　都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
～略～
三　危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）

都市計画法 抜粋
（開発行為の許可）
第二十九条　都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
～略～
三　駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

都市計画法施行令 抜粋
（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）
第二十一条　法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
～略～
十四　電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物

参考通知

国住指第4846号
平成２５年３月２９日

各都道府県
建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長

蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて
（技術的助言）

リチウムイオン電池、鉛蓄電池、ニッケル水素電池その他の蓄電池（以下単に「蓄電池」という。）を収納する専用コンテナに係る建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）の取扱いについて、下記の通り通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第２条第１号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。

ただし、複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする。

参考通知

国 都 計 第 7 号
令 和 7 年 4 月 8 日

各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部局長　殿

国土交通省都市局都市計画課長
（　公　印　省　略　）

系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて
（技術的助言）

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

近年、再生エネルギーの導入拡大や電力の安定供給に向けて、系統用蓄電池の重要性が高まっているところです。

こうした状況を踏まえ、系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、制度運用にあたり留意願います。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

系統用蓄電池のうち、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第 16 号に規定する電気事業（同項第２号に規定する小売電気事業及び同項第 15 号の３に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第１条第１項第３号に規定する危険物を含有するものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 11 項に規定する第一種特定工作物に該当し得ると考えられる。

第一種特定工作物としての系統用蓄電池を市街化調整区域に設置する場合について、同法第 34 条第 14 号及び都市計画法施行令第 36 条第１項第３号ホの運用にあたっては、必要に応じて審査基準の策定を行うこと等により、地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましい。

なお、「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成 25 年３月 29 日付け国住指第 4846 号）において、

・土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第２条第１号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとすること
・ただし、複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととすること

とされていることに留意すること。